

公益財団法人 晴嵐館 寄付金規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人晴嵐館（以下「この法人」という。）の寄付金に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(寄付金品の種類)

第2条 寄付金の種類は下記のとおりとする。

- (1) 一般寄付 この法人の目的、事業に賛同し、寄付された寄付金
- (2) 指定寄付 この法人の特定の事業に賛同し、その事業遂行のための寄付金として指定された寄付金
- (3) 特別寄付 この法人の事業を後援し、特別維持費として寄付された500,000円以上の寄付

(寄付金の使途)

第3条 一般寄付金は、毎事業年度における合計額の3分の1以上を公益目的事業費に使用し、その他を管理費に使用する。

- 2 指定寄付金は、指定の基金として特定資産に積み立て、必要に応じて指定の事業に使用する。
- 3 特別寄付金は、理事会の承認を得て基本財産に組み入れ、その運用益を管理費に使用する。

(寄付の申し込み)

第4条 寄付をしようとする者は、寄付金を添えて寄付申込書を提出するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年6月8日から施行する。(文言修正 規定→規程)

この規程は、平成28年3月6日から施行する。(第3条第3項改定)